

## 国立大学法人岡山大学ストレスチェック制度実施要項

令和 2年 3月 25日  
学 長 裁 定

### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）第20条の2第2項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成30年8月22日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第3号）等の関係法令等に定めるストレスチェック制度を岡山大学（以下「本学」という。）において実施するに際し、必要な事項を規定する。

### (適用範囲)

第2条 この要項は、各事業場に勤務する職員に適用する。

### (制度目的等の周知)

第3条 ストレスチェック制度の実施目的等は、本学公式HP上に、岡山大学ストレスチェック制度実施基本方針を掲載し、周知する。

### (ストレスチェック実施者)

第4条 学長は、産業医、保健師並びに厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師のうちから、ストレスチェック実施者を複数名指名する。

### (ストレスチェック実施事務従事者)

第5条 学長は、ストレスチェック実施者の指示の下、ストレスチェックの実施に関する事務業務を担う者として、保健管理センターに勤務する職員等のうちから、ストレスチェック実施事務従事者を指名する。

### (面接指導医)

第6条 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、原則として、各事業場の産業医が行う。

### (実施回数)

第7条 ストレスチェックは、毎年度1回実施する。

2 前項の規定にかかわらず、学長又は各事業場の長が必要と認めた場合は、臨時に実施することができる。

(受検対象者)

第8条 ストレスチェックの受検対象者（以下「受検対象者」という。）は、各事業場に勤務する職員のうち、法定の一般健康診断受診対象者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、各事業場の長が必要と認めた場合は、当該事業場の安全衛生委員会の議を経て、受検対象者以外の者を受検対象者に加えることができる。この場合において、当該事業場の長は、追加する受検対象者を学長及びストレスチェック実施者に通知する。
- 3 学長は、毎年度、ストレスチェック実施時期前に、受検対象者をストレスチェック実施者に通知するものとする。
- 4 受検対象者のうち、休職中、海外出張中等の事由で、実施時期に各事業場に勤務していない者には、別途、必要に応じてストレスチェックの受検（以下「受検」という。）の機会を設ける。

(受検の勧奨等)

第9条 学長、各事業場の長、各部局等の長（以下「学長等」という。）及びストレスチェック実施者は、受検対象者に対し、適宜、受検を勧奨する。

- 2 受検対象者に受検の義務はないが、特別な事情がない限り、受検することが望ましい。
- 3 ストレスチェック実施者は、個人ごとの受検の有無の情報はいかなる者にも提供しない。

(実施方法)

第10条 ストレスチェックは、厚生労働省が提供する「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を利用し、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目）を使用する。

- 2 学長は、受検に関する具体的な手順を定め、受検対象者に周知する。

(ストレス程度評価、高ストレス者選定及び面接指導必要者判定)

第11条 ストレスチェック実施者は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）（以下「マニュアル」という。）に基づき、ストレスチェックの個人評価を行う。

- 2 高ストレス者の選定は、マニュアルの評価基準の例に準拠し、ストレスチェック実施者が選定する。
- 3 ストレスチェック実施者は、前項により選定した高ストレス者について、医師による面接指導の必要の有無を判定する。

(結果等通知)

第12条 ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果、結果説明書、面接指導勧奨通知等を、ストレスチェック実施事務従事者に指示して、受検者本人に通知する。

- 2 通知の方法は、原則として、厳封した文書によるものとする。

(セルフケア)

第13条 ストレスチェック結果の通知を受けた者は、結果及びストレスチェック実施者からの助言・指導に基づいて、ストレスを軽減するためのセルフケアを適切に行うよう努める。

(結果の提供)

第14条 ストレスチェック実施者は、本人の同意がない限り、ストレスチェックの結果をいかなる者にも提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、ストレスチェックの結果の提供を同意書により同意した者については、ストレスチェック実施者の指示により、ストレスチェック実施事務従事者が、学長等に結果の写しを提供する。

(面接指導の申出等)

第15条 面接指導勧奨通知を受け取った者で、ストレスチェック制度による面接指導を希望する者は、通知を受け取ってから原則30日以内に、ストレスチェック実施者にその旨を申し出るものとする。

2 ストレスチェック実施者は、前項の申出があった旨を学長等に通知するものとし、学長等は、当該申出者に面接指導を受けさせなければならない。

3 ストレスチェック実施者は、申出者のストレスチェック結果等、面接指導に必要な情報を当該事業場の産業医に提供する。この場合において、遠隔地等の事情により、当該事業場安全衛生委員会が情報通信機器を活用した面接指導の実施を認めた場合は、厚生労働省が定める基準に合致する限りにおいて、情報通信機器を活用した面接指導を行うことができる。

(面接指導)

第16条 面接指導に必要な情報の提供を受けた産業医は、面接指導の申出があった旨の連絡を受けた日から原則30日以内に、面接指導を行う。

(意見聴取)

第17条 学長等は、産業医に対し、面接指導が終了してから原則30日以内に、別に定める面接指導結果報告書兼意見書により、結果の報告及び意見の提出を求める。

(就業上の措置等)

第18条 学長等は、面接指導の結果、産業医から就業上の措置が必要である旨の意見書が提出された場合は、あらかじめ当該申出者の意見を聴き、必要な場合は就業上の措置を講ずる。

また、学長等は、当該申出者に対して、就業上の措置の内容、その理由等について説明を行う。この場合において、学長等は、必要に応じて産業医を同席させることができる。

2 学長等が必要と認めた場合、産業医は、職場環境の改善を図るために、面接指導の結果及び就業上の措置等を匿名化して、当該事業場安全衛生委員会に報告する。

3 学長等は、就業上の措置の結果、当該申出者のストレス状態の改善が見られた場合は、産業医の意見を聴取した上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる。

(集団ごとの集計・分析)

第19条 ストレスチェック実施者は、学長、事業場の長又は事業場安全衛生委員会の求めに応じてストレスチェック結果に関し、集団ごとの集計・分析を行う。

2 集団の単位は、各事業場安全衛生委員会において調査審議の上、決定する。この場合において、受検者数が数名となる場合は、平均値を求める方法等、個人が特定されない方法をとらなければならない。

(集計・分析方法)

第20条 集団ごとの集計・分析は、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いて行う。

(集計・分析結果の利用)

第21条 ストレスチェック実施者は、職場環境の改善の観点から、学長等及び第19条第2項に定める集団の単位の長の求めに応じて、集計・分析結果の全部又は一部を学長等及び集団の単位の長に提供することができる。なお、提供にあたっては、個人が特定できないよう匿名化する。

2 ストレスチェック実施者は、学長等の求めに応じて、匿名化等した集計・分析結果の全部又は一部を、当該事業場安全衛生委員会に報告することができる。

(記録の保存)

第22条 ストレスチェック結果の記録の保存は、ストレスチェック実施者が担当する。

2 ストレスチェック結果の記録は、5年間保存しなければならない。

3 ストレスチェック結果の記録は、第三者に閲覧されることがないように、電子データはパスワード設定を施し、紙媒体は施錠できる金庫等に保管しなければならない。

4 学長等は、提供された面接指導結果報告書兼意見書、集計・分析結果等を別に指名する保存担当者に5年間保存させなければならない。

(情報開示等の手続き)

第23条 ストレスチェック結果の記録等に関して大学が保有する個人情報の開示等については、国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号）に定めるところによる。

(不利益な取扱いの防止)

第24条 学長等は、ストレスチェック制度の実施に際しては、関係法令等に基づき、禁止されるべき不利益な取扱いとしてマニュアルに示された次の取扱いを行ってはならない。

- 一 面接指導の申出をしたことによる不利益な取扱い
- 二 ストレスチェック結果のみを理由とした不利益な取扱い

- 三 ストレスチェックを受検しないことを理由とした不利益な取扱い
- 四 ストレスチェック結果の提供に同意しないことを理由とした不利益な取扱い
- 五 面接指導の要件を満たしている者が面接指導の申出を行わないことを理由とした不利益な取扱い
- 六 面接指導結果を理由とした不利益な取扱い

(安全衛生委員会における役割)

第25条 全学安全衛生管理委員会は、ストレスチェック制度の実施方法の改善について取りまとめを行う。

2 各事業場安全衛生委員会は、ストレスチェック制度の実施方法及び実施状況並びにそれを踏まえた実施方法等の改善等について、調査審議を行う。

(職場環境の改善)

第26条 学長等は、ストレスチェックの実施結果を踏まえて、職場環境の改善に努めなければならない。この場合において、各事業場に勤務する職員は、学長等が行う職場環境の改善のための措置の実施に協力しなければならない。

(結果報告)

第27条 各事業場の長は、ストレスチェック実施終了後、所轄労働基準監督署長に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出しなければならない。

(要項の改正等)

第28条 この要項の改廃については、全学安全衛生管理委員会の発議により、各事業場の安全衛生委員会の調査審議を経て行う。

(雑則)

第29条 この要項に定めるもののほか、各事業場におけるストレスチェック制度の実施に関し必要な事項は、当該事業場安全衛生委員会の議を経て、当該事業場の長が定めることができる。この場合において、当該事業場の長は各事業場で定めた必要事項を全学安全衛生管理委員会に報告する。

附 則

この要項は、令和 2年 4月 1日から実施する。